

暴風警報に伴う閉所について

暴風警報及び気象等に関する特別警報（以下、暴風警報）が主として西原町に発令されている場合は、次のとおりとする。

暴風警報発令

大雨注意報や大雨特別警報などが発表されている、あるいは線状降水帯が発生している間は、安全確保のため、センターへの来所を控えてください。

開所中に
発令される場合

路線バス運行の
有無にかかわらず
閉所

学生・教職員は帰宅
します。

午前8時以降に解除された場合
通常どおり開所

午前8時以降に
解除された場合
終日閉所

学生・教職員の安全確保のため、
午前8時以降に警報が解除された
場合も終日閉所します。教職員も
休みです。

※ 地震・火災等の場合は、所長が状況を判断し、決定する。